

意見書案第5号

救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月9日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

” ” 遠 山 智恵子

救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書（案）

本年7月26日に大井川茨城県知事が、不要不急な救急車利用を減らすため、緊急性がない搬送だったと病院が判断した場合、救急時でも「選定療養費」を徴収する仕組みについて、本年12月1日からの運用を目指すと発表しました。選定療養費は、医療機関の機能分担と業務連携を推進し、初期治療は地域の診療所や医院で行い、高度医療は大病院で行うという役割分担を促進するために設けられました。

救急搬送時の選定療養費徴収が運用された場合、費用が発生する懸念から緊急時に救急車の利用をためらうケースが増加すること、選定療養費の徴収に当たっては医師の判断となるため患者間での公平性が保たれないことも生じます。

また、茨城県の医療状況は、10万人当たりの一般診療所数、医師数及び看護師数が全国平均を大きく下回っており、医療体制は充実していません。また、地域による医療機関の格差も非常に大きくなっています。

茨城県が行わなければならないことは、医療体制の拡充、医療機関や医療従事者への支援、消防救急体制の拡充や支援であると考えます。

誰もが必要な医療が受けられ命と健康を守るため、下記の事項を要請いたします。

記

- 1 救急搬送時の選定療養費徴収の運用について撤回をすること。
- 2 医師や医療従事者の確保を十分に行うこと。
- 3 医療機関や医療体制の拡充に対し十分な支援を行うこと。
- 4 救急車の増備や消防士（救急救命士）の確保への支援を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事